

大雨にかかる防災気象情報に伴う学校の対応について（令和6年7月1日）

長崎市立三重中学校

1 警戒レベルと学校の対応

発表主体	気象台		発表主体・市（自治体）		学 校	
相当する警戒レベル	防災気象情報（警戒レベル相当情報） 土砂災害の情報（雨） 浸水の情報（河川）		警戒レベル	避難情報	登校前	登校後
1相当	早期注意情報		1		通常登校	通常授業
2相当	注意報	氾濫注意情報	2	第1次防災体制 第2次防災体制	通常登校	通常授業
3相当	大雨警報洪水警報	氾濫警戒情報	3	高齢者等避難	登校 自宅待機 臨時休業	通常授業 早めの下校
4相当	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	4	避難指示	自宅待機 臨時休業	集団下校 引き渡し 学校待機
5相当	大雨特別警報 （土砂災害）	氾濫発生情報	5	緊急安全確保	一斉臨時休業	学校待機

2 対応マニュアル

(1) 前日

- ①長崎市に「**大雨特別警報**」等が発表され、翌日も大きな被害が予想される場合、前日に長崎市教育委員会から学校へ「臨時休業」を含め通知があるので、各家庭に連絡する。

(2) 登校前

- ①学校や児童生徒の居住地域に、「**高齢者等避難**」が発令された場合は、気象情報を注視し、状況によっては、**臨時休業**または**自宅待機**とする。（各学校のマニュアルで対応）
- ②学校や児童生徒の居住地域に、「**避難指示**」が発令された場合は、**臨時休業**または**自宅待機**を原則とする。（各学校のマニュアルで対応）
- ③長崎市に「**大雨特別警報**」が発令された場合は、全ての市立小中高等学校を**一斉臨時休業**とする。

(3) 登校後

- ①学校や児童生徒の居住地域に、「**高齢者等避難**」が発令された場合は、気象情報を注視し、**下校を早めるなど**の措置を検討する。
- ②「**避難指示**」及び「**大雨特別警報**」の発令が予想される時は**事前に集団下校等**の措置をとり、既に周囲で災害が発生している場合には、**原則として学校待機**とし、**命を守るための最善の行動をとる**。
- ③学校や児童生徒の居住地域に、「**避難指示**」が発令された場合は、状況に応じて**学校待機**や**職員の引率による集団下校、保護者への引き渡し**など児童生徒の安全確保を第一とする措置をとる。

(4) その他

- ①台風接近以外での警報発令について、特に連絡がない場合は、**通常登校**とする。ただし、「大雨警報」「洪水警報」がされた場合は、十分に安全を確認したうえで、保護者の判断で登校させる。自宅近辺の状況により、保護者が危険と判断した場合は、「自宅待機」や「登校を遅らせる」等を学校に連絡する。
- ②台風接近時の対応については、別紙対応マニュアルを参照すること。
- ③その他の災害についても、「安全・安心」最優先に行動すること。

【参考】

■当日に態度を決定する場合 ※大雨特別警報（避難指示・高齢者等避難）の場合

第 1 段 階			
時刻	警報発令の有無	対 応	給 食
午前 6 時	あり	臨時休業 (自宅待機)	—
	なし	通常登校	前日に「中止」と判断した場合 →「なし」 ※弁当等を持たせてください。 前日に「中止」の判断がない場合 →「あり」



第 2 段 階			
時刻	警報発令の有無	対 応	給 食
午前 1 0 時	あり	臨時休業 (自宅待機) ※警報が解除されても、午後 4 時 までは外出しないこと	—
	なし (既に警報解除)	授業実施 ※午後 1 時 30 分までに登校	「なし」 ※昼食は自宅で済ませること。

※1 上記に関わらず

- ①バス利用者で「バスが運行しない」場合は、「バスの運行を待ってから登校」とする。
- ②警報が発令されていない（解除された）場合でも、自宅近辺の状況により、保護者が危険と判断した場合は、学校に連絡のうえ「自宅待機」とする。

※2 家庭への連絡は、「teturu」で送信する。